

平成28年度復興庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

平成28年度に行った復興庁調達改善計画の取組のうち主なものは以下のとおり。

1. 一者応札の改善

- ・ 入札説明会に参加した事業者等のうち入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行い、一者応札となった原因等を調査した結果、事業者において履行体制を準備する期間が必要との意見があったことから、公告日及び開札日を早める対策を行い事業開始までの期間を確保した。また、仕様書において事業者に求める要件が、過大とならないよう見直しを行った。

2. 総合評価落札方式及び企画競争の実施体制等の見直し

- ・ 総合評価落札方式及び企画競争について効率的、統一的に実施できるよう、それぞれの実施体制等に係る規程を整備した

3. 随意契約の見直し

- ・ 少額随意契約について競争性を確保するため、消耗品の購入において、オープンカウンター方式を導入した

4. 競争参加者増大のための取組

- ・ 発注予定の事前公表を行った。
- ・ できる限り、公告を早期に行うとともに公告期間を長く確保した。
- ・ 特定の資格等を要件とするものについては過大とならないように精査し、競争参加資格要件を緩和した。
- ・ 専門的な業務については、業務内容に関わる情報を事業者が得られる取り組みを行った。

5. 競争性のない随意契約への対応

- ・ 競争性のない随意契約について競争性のある契約方式に移行できないか検討を行った。なお、庁舎事務室の継続的な借上げなど、やむを得ないものを除き、競争性のない随意契約は行っていない。

6. 汎用的な物品・役務の調達

内閣府等とともに共同調達の実施に取り組んだ。

7. 職員のスキルアップ

内閣府主催の会計事務研修に会計担当者を参加させた。

平成28年度復興庁調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年7月3日
復興庁

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
		平成28年度に開始した取組	実施した取組内容					
	【共通的な取組】 各府省庁が共通して実施する取組のうち、一者応札の改善について次のとおり取り組む。							
A	一者応札の改善 仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者等に対するアンケート調査やヒアリングを実施することにより一者応札となった原因等を調査し、また、自ら分析する等して、改善策を検討する。平成28年度に係る契約のうち一者応札となった案件を対象として実施する。		・入札説明会に参加した事業者等のうち入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行い、一者応札となった原因等を調査した結果、事業者において履行体制を整備する期間が必要との意見があったことから、公告日及び開札日を早める対策を行い、事業開始までの期間を確保した。また、仕様書において事業者に求める要件が、過大とならないよう見直しを行った。	A	27	・ヒアリング調査を行ったことにより、一社応札改善策の検討を行うために必要な情報を得ることができ、当該情報を踏まえた対応策を講じたことにより、一者応札の案件が減少した。	・案件によっては、履行体制を整えるための準備期間が必要であること、また事業者が履行体制を整え易くなる対応を行うとともに事業者に求める要件の合理性について確認を行った。	・引き続き公告日及び開札日を早め、事業者が履行体制を整え易くなる対応を行うとともに事業者に求める要件の合理性について確認を行う。
	【重点的な取組】							
A	(1)総合評価落札方式及び企画競争の実施体制等の見直し 総合評価落札方式の入札及び企画競争方式による随意契約の締結に係る実施体制及び内部規定等について見直しを行い、必要な整備を行う。 特に企画競争については、手続の透明性及び価格の妥当性の観点から確保し、取り組むこととする。 上半期に見直し検討を行い、下半期に規定の整備を行う。	○	総合評価落札方式及び企画競争について、効率的、統一的に実施できるよう、それぞれの実施体制等に係る規程を整備した。	A	—	—	—	・規程に基づいた運用を適切に行う。
A	(2)随意契約の見直し 少額随意契約への対応として、庁舎内にオープンカウンターを設置し、当該カウンターにおいて見積依頼書を公開配付する。上半期と下半期にそれぞれ最低でも1案件以上実施する。	○	少額随意契約について競争性を確保するため、消耗品の購入において、オープンカウンター方式を導入した。	A	—	・オープンカウンター方式により調達情報が得やすくなり競争性が働いた。(4者及び5者から見積書の提出があった。)	—	・30万円以上の消耗品の購入案件(ただし、少額随意契約の範囲内)については、全てをオープンカウンター方式により調達する。
	【継続的な取組】							
B	(1)競争参加者増大のための取組							
	① 発注予定の事前公表を行う。		発注予定の事前公表を毎月末(新たな発注予定がない場合は除く。)に行った。	A	—	・発注予定を広く周知できた。	—	・引き続き発注予定の事前公表を実施する。
	② 公告時期の早期化を図る。		できる限り、公告を早期に行うとともに公告期間を長く確保した。	A	—	・入札に参加する者が概ね増え、競争参加者の増大に繋がったと考えられる。	—	・引き続き公告時期の早期化を実施する。
	③ 競争参加資格、仕様書等の見直し。		・特定の資格や比較的長期間の実務経験を要件とするものについては過大とならないよう精査し、また、契約の予定価格の金額に相当する等級の格付については、できる限り幅広い等級の者が参加できるよう、要件を緩和した。 ・専門的な業務については、業務内容に関わる資格を事業者が得られる取り組みを行った。	A	—	・入札に参加する者が概ね増え、競争参加者の増大に繋がったと考えられる。	・競争参加資格要件の緩和については、引き続き十分な検討が必要と考えている。	・新たな案件について、十分な精査を行う。
	④ 新規参入者にも配慮した業務内容の周知		・専門的な業務については、業務内容に関わる資格を事業者が得られる取り組みを行った。(上記「競争参加資格、仕様書等の見直し」を参照)	A	—	・新規の入札参加者が認められた	—	・引き続き過去の成果の情報をHPにおいて公表する。
B	(2)競争性のない随意契約への対応 競争性のない随意契約については、復興庁入札、契約手続審査委員会により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。一年を過ぎた取組とする。		・競争性のない随意契約について競争性のある契約方式に移行できないか検討を行った。なお、庁舎事務室の組織的な格上げなど、やむを得ないものを除き、競争性のない随意契約は行っていない。	A	—	・前年度に引き続き行う競争性のない随意契約について内容の再確認を実施した。	—	・継続的な随意契約であっても、従前の取扱いにとらわれず、競争性のある契約方式の移行にできないか検討に努める。
B	(3)汎用的な物品・役務の調達 汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。		・内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、復興庁は合計32件について共同調達を行った。	A	—	・合同庁舎の整備、清掃など関係業務に関する共同調達を行った。	—	・関係省庁と連携して共同調達を実施する。
B	(4)職員のスキルアップ 内閣府が主催する会計業務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達 実務のスキルアップを図る。上半期に開催される研修に本庁及び地方機関 からそれぞれ最低でも2名以上参加させる。		・28年5月、6月に行われた内閣府主催の会計業務研修に復興庁本庁から4名、地方局から2名の会計担当者を参加させた。	A	—	・研修に参加したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。	—	・次年度においても研修の周知を図り、参加を促し、職員のスキルアップに努める。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	取組の効果		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
			取組による削減額 (万円)	取組の効果		
		—		—	—	—

(※1)
A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

(※2)
A:(定量的な目標)目標達成率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
B:(定量的な目標)目標達成率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
C:(定量的な目標)目標達成率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【阿部 博友 一橋大学大学院法学研究科教授】 意見聴取日【6月19日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○実施において明らかとなった課題等:(一者応札の改善)案件によっては、履行体制を整えるため十分な準備期間が必要であること、また事業者を求める要件の精査が必要との課題が明らかになった。	○一者応札の解消という困難な課題について、事業者に対するヒアリング調査を実施し、その分析結果を踏まえ、①公告期間の前倒しや②仕様書の資格要件等の緩和などの改善策が実施された。今後も、事業者の抱える課題や問題を十分に聴取し、それらの検討を通じて効果的な改善策の実施につなげていただきたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組んでまいりたい。
○今後の対応:(一者応札の改善)引き続き公告日及び開札日を早め、事業者が履行体制を整え易くする対応を行うとともに事業者を求める要件の合理性について精査を行う。	○左記の改善策にとどまらず、実際に事業者が抱えている課題を適宜聴取しつつ、有効な改善策を検討・推進されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【樫谷 隆夫 公認会計士・税理士】 意見聴取日【6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○実施において明らかとなった課題等	○調達改善計画の自己評価に対する意見は特にはない。ただし、原子力災害地域における他省庁の事業で不正請求の報道がなされていることを踏まえ、復興庁における事業について不正が行われないよう、引き続き留意されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応してまいりたい。
○今後の対応		

外部有識者の氏名・役職【中里 実 東京大学大学院法学政治学研究科教授】 意見聴取日【6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○実施において明らかとなった課題等	○これまでの努力と経験の積み重ねにより、様々な分野において適切な対応を行うための経験値が高まっていると考えられる。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組んでまいりたい。
○今後の対応	○今後とも、現場に根差した情報の収集について真摯に努力することにより、被災地の復興のために活動していただきたい。	